

令和 4 年 10 月 14 日

危機管理監
各部局長
教育次長
消防長
会計管理者

様

安芸高田市長 石丸伸二
(企画部)

令和 5 年度予算編成方針について（通知）

このことについて、安芸高田市財務規則第 4 条の規定に基づき、令和 5 年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、つぎの期限までに提出してください。

《提出期限》 令和 4 年 11 月 18 日（金）

《目 次》

●令和 5 年度予算編成基本方針	1
1　国の動向	1
2　安芸高田市の財政状況	1
3　予算編成の基本的な考え方	2
4　重点的に検討すべき項目	2
●予算要求にあたっての留意事項	3
1　総論	3
2　一般事項	3
3　歳入に関すること	4
4　歳出に関すること	5
5　特別会計等に関すること	6

●令和5年度予算編成基本方針

1 国の動向

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）、ロシアのウクライナ侵略、一刻の猶予も許さない気候変動問題など、国を取り巻く環境に地殻変動とも言うべき構造変化が生じている中で、さらに進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化などが、同時に、そして複合的に押し寄せている。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、当面は「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を着実に執行するとともに、令和4年度予備費等を活用した「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応し、消費や投資を始め民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など「成長と分配の好循環」に向けた動きを確かなものとしていくとしている。

また、令和5年度予算において、経済社会の構造を変化に対してより強靭で持続可能なものに変革するため、スキルアップや多様な働き方の推進等の「人への投資と分配」、AIやバイオテクノロジー等の「科学技術・イノベーションへの投資」、新規創業への資金調達環境を整備する「スタートアップへの投資」、脱炭素の加速を図る「グリーントランステフォーメーション（GX）」、マイナンバーカードの普及等の「デジタルトランステフォーメーション（DX）への投資」を柱とする「新しい資本主義」の実現に向けた分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進するとしており、こうした国の動向に注視する必要がある。

2 安芸高田市の財政状況

新型コロナ発生以来、収束が見通せないなかで、国においては補正予算を編成しての対策がなされている。本市においても、市民の生命と生活を守るために感染拡大防止対策を始め、生活者支援策、事業者支援策を確実に実施してきた。また、令和3年8月の記録的な豪雨によって発生した甚大な災害の被災者の支援や崩壊した河川・道路等の復旧に取り組んだ。

令和3年度の決算では、2年連続で経常収支比率が改善しており、財政の硬直化は一時的に抑えられている。経常的収入については、普通交付税が臨時経済対策費の追加交付等により増加した。経常的支出については、主に公債費が減少した。公債費は減少基調を辿っており、実質公債費比率は12.3%と健全な水準を保っている。

令和4年度の当初予算では、市の貯金である財政調整基金を取り崩して予算を編成した。とりわけ本市で課題となっているのは、公共施設やインフラの維持管理費の増大である。維持管理費は経常的な支出であり「安芸高田市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の現状維持は不可能と結論づけられている。つまり、現状維持を基本とすれば、財政の硬直化が進行し、自由に使える財源が不足するため、必要なときに必要な事業ができなくなる。

健全な予算を編成するためには、人口に対して過大に存在する公共施設やインフラの適正配置、上下水道事業への基準外繰出の見直しなど、人口減少時代に応じた持続可能な財政運営への変革が急務である。

3 予算編成の基本的な考え方

令和 5 年度予算は、財政の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するとともに、第 2 次安芸高田市総合計画後期基本計画に掲げるリーディングプロジェクト『「世界で一番住みたいと思えるまち」を目指して』の実現のため、以下の方針により編成する。

- (1) 令和5年度は、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、景気が持ち直すことが期待される。物価の上昇、供給面での制約等の影響に十分注意しながら、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立ができるよう、取り組みを進める。
- (2) 限られた経営資源（人・物・財政）において、将来にわたり継続可能な行財政運営ができるよう、デジタル技術を活用した会議や書類に関する形式の簡素化等の拡大、市民との共生・協働の推進、防災・減災を始めとする安全・安心な暮らしや、活力ある地域社会の実現等に取り組む。
- (3) 将来世代に負担を先送りしないために、国の指針等を踏まえた財政健全化計画の検証と、財務諸表を活用したコスト意識改革が大切である。社会保障関係費の増加が見込まれるなか、行政サービスを安定的に提供できるよう、各事業や補助金などの必要性の検証、市税の収納率の向上、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進等による資金調達を図る。
- (4) 問題の本質を見失うことのないよう、全ての事務事業において、多様化する課題等への的確な対応など必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けた財政の健全化を進める。

4 重点的に検討すべき項目

(1) 事務事業の検証

全ての事務事業において、令和 4 年度「仕事目標」の取り組みを踏まえた実績や効果を精査し、客観的事実に基づいたうえ、ゼロベースで見直すこと。

(2) 公共施設等の統廃合、除売却、最適化の推進

「安芸高田市公共施設等総合管理計画（令和 4 年 9 月改訂）」をベースに検討すること。統廃合済みの公共施設に係る運営経費・維持管理経費等については、予算の皆減を織り込むこと。

(3) 特別会計繰出金等の縮減

上下水道料金改定等を踏まえ、特別会計や公営企業会計の収支を精査し、財源を容易に一般会計に依存することなく、より効率的な運用に努め、基準外繰出を縮減すること。

令和 5 年度も歳入減歳出増の収支不均衡状況のなかでの予算の編成となるので、効果のない事業については直ちに廃止するなど、内容を最大限精査した上で予算を求ること。

●予算要求にあたっての留意事項

1 総論

当初予算要求書の提出にあたっては、本予算編成方針に基づくとともに、「第2次安芸高田市総合計画」、「財政健全化計画 第3次改訂版」、「第4次安芸高田市行政改革大綱」、「仕事目標」等を踏まえ、事業の徹底的な見直し、部局横断的な連携、補完性の原理を念頭に、創意工夫した最適な予算要求を期待する。

2 一般事項

(1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行うため、つぎのとおり予算要求基準を設定した。

【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 (一般財源ベース)
1 職員給与費・扶助費・公債費等の義務的経費 ※ 議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む ※ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	所要見込額
2 災害復旧事業費	所要見込額
3 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上された事業	シーリング対象
4 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上された事業以外	原則、認めない
5 維持補修費	シーリング対象
6 施設管理経費	シーリング対象
7 一般事業費	シーリング対象
8 重点事業費 ※ 市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

※ シーリング対象の合計が令和4年度当初予算合計の86.2%の範囲内を基準とする。

(2) 予算編成事務

部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底して事業を精査し、優先配分など部局内で調整すること。特に、新規事業を予算化するときは、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

(3) 新型コロナへの対応

国・県の動向等を的確に把握し、新型コロナ対策を徹底すること。また、経済活動の活性化など必要な取り組みを精査した上で、国・県の財源を活用し、予算要求書に反映させること。また、新型コロナの影響で縮小等とした事業は、必要性や効果を検証し、見直しを行うこと。

(4) 歳入歳出予算要求書の作成

歳入歳出予算要求書は査定等での使用を想定しているため、精緻な積算を行い、単価の根拠と積算根拠を必ず記入すること。施設名、内容、必要性等も明確に記載すること。

3 歳入に関すること

(1) 市税

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のために、収納目標を設定し、予算に反映させること。

(2) 使用料・手数料・財産貸付収入

各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を漏れなく反映させ、適正な料金収入を確保すること。市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を徹底し、安易な減免措置は厳に慎むこと。滞納整理の促進など、一層、徴収努力を行うこと。

(3) 国・県支出金

制度の動向や内容を十分に把握し、交付基準に基づいて計上すること。減収が見込まれるときは、事業の縮小などにより対応すること。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行うことで、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬようくれぐれも留意すること。電算システムには、必ず補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

(4) 寄附金

ふるさと納税や企業版ふるさと納税を積極的に活用し、事業への共感や賛同を集めることで、資金調達を図ること。

(5) 地方債

将来の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。計上したいときは、必ず財政課と事前協議すること。

(6) 新たな財源の確保

遊休地の処分や企業広告など、あらゆる視点から新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。それぞれの事業において、国・県の補助金や外郭団体等からの助成制度を十分調査し、財源の確保に努めること。

(7) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、增收に努めること。

4 歳出に関すること

(1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

(2) 会計年度任用職員

給料・報酬・手当・費用弁償を、過誤のないよう計上すること。現行・新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済のものを要求すること。

(3) 報償費

要綱などで任意に設置している審議会等は、必要性、事業効果を見直すこと。報酬条例にない委員会等の謝礼金は、開催回数や時間等を精査し、計上すること。

(4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものを要求すること。宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

(5) 需用費

職員一人ひとりが削減に努めること。円安の影響も含め、当面、物価の高騰が見込まれることから発注方法を工夫するなどコスト縮減に最大限努めること。

- ア 事務用品等消耗品の購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。
- イ 光熱水費及び燃料費は、各施設の使用量を把握するとともに、原油価格高騰などの影響を見込み、適正に計上すること。
- ウ 食糧費は、原則認めない。
- エ 印刷製本費は、部数等を必要最低限とし経費削減すること。両面印刷を心掛け、カラー印刷は極力避けること。大量印刷する場合は輪転機の使用を徹底すること。
- オ 修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。
- カ 備品の判断については、つぎのとおりとする。

【判断基準】※平成28年度から運用
備品の範囲：1品1万円以上の物品
・性質上比較的長く使用保管できるものであっても、1品1万円未満の物品は、10節 需用費の消耗品費とする。
・ただし、図書館、学校等で貸出・閲覧のための図書は金額に関わらず備品とする。

(6) 委託料

調査研究や設計委託等は、職員の能力を最大限に活用し、安易に委託を行わないこと。施設等の維持管理業務委託は、必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費を削減すること。特に、指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、管理状況等を厳密に精査したうえで必要経費を積算すること。

(7) 投資的経費（建設事業費）

原則、総合計画実施計画に計上しているものに限り要求できる。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないよう留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行わないこと。また、単独事業は、財源確保を検討すること。

(8) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。また、新規の補助金等を実施するときは、要綱（案）を必ず作成したうえで予算計上すること。

(9) その他の歳出

- ア 既存の行事（大会、イベント）等は、必要性の再検討と見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。
- イ 施設の維持管理は、事業費の縮減を前提とし、「安芸高田市公共施設等総合管理計画（令和4年9月改訂）」に基づき計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。
- ウ 地域おこし協力隊員にかかる歳出は、電算システムの積算においてその他の歳出と分けて入力すること。
- エ 見積もりの精査不足により、安易に補正での追加予算要求をすることがないよう、積算にあたっては精度の向上に努めること。

5 特別会計等に関するこ

特別会計や公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。法定繰入金（基準内繰入）以外の財源不足に係る繰入は原則として認めない。安易に一般会計からの繰入金に依存することがないよう、健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、料金改定後の収入を織込み、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。